

横光利一の『紋章』における「正義」と「自由」

河田, 和子
九州大学大学院比較社会文化研究科

<https://doi.org/10.15017/15980>

出版情報 : Comparatio. 4, pp.13-22, 2000-03-30. Society of Comparative Cultural Studies,
Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

横光利一の『紋章』における「正義」と「自由」

河田 和子

一 同時代の評価と自由に与える判決

横光利一の『紋章』(昭和九年一月〜九月「改造」/昭和九年九月、改造社)①は、発表当時、青野季吉らをはじめとする作家、評論家らの注目を浴びた作品である。「純粹小説論」(昭和一〇年四月「改造」)との関わりから論じられることも多いが、発表当時、この小説に対する賛否両論の焦点は、知識人にとつての「自由」の問題にあった。例えば、青野季吉は、次のように、『紋章』を「知識人の復活の宣言」と絶賛していた。

長編「紋章」においては、精神の自由が高くかかげられ、「冷然」として時代の不安を見下し、時代の動向を見送り、「關達自在」にそれに身を処して、自己の不拔と優越とを貫かうとする知識人の積極的な自由主義への意志をそこに眺めた。(略)

知識人の精神の自由をたかくかかげた横光氏の積極的な自由主義は、自意識の過剰に悩み、混乱に混乱をかさね、不安と疑惑を口にするをもつて、わづかに自己をなぐさめてゐる近代インテリにとつては、一つの啓示とも云つていい支配力をもつ理由が充分にある(『紋章』の世界について——横光利一論の一節——昭和九年一〇月「改造」一七六〜一七七頁 傍線は引用者による、以下同じ)。

「精神の自由」は、青野の主張する能動精神の立場とも結びつけられており、彼が『紋章』を評価したのは、そこに知識人の能動的精神の曙光を見出していたからでもあった②。

だが、『紋章』で見出されたところの「自由」に対して、否定的

な見方もあった。宮本百合子は、青野の賞賛ぶりを揶揄し、「横光によつてたどられた自由建設の道行きを調べると、(略)実は案外、単純で、楽な道具だけだけをこの作品のために拾つてきている事実を見出す」(一九三三年度におけるブルジョア文学の動向)昭和九年一月「文学評論」と批判的だった。宮本が「単純」だと難じたのは、雁金のような発明家を登場させる代わりに、実践力のあるマルキストを作中にひきこんで久内の敵としたならば、久内の精神にもつと揺さぶりをかけ、「作者の知的追求に対しておびただしい多様な発酵の過程を示さざるを得なかった」はずなのに、そうした冒険が回避されているという点にある。実践家マルキストと考えていた宮本にとり、発明家雁金の行動力は物足らぬもので、久内の「自由」の精神にしても、千利休の茶法に精神の錯乱を防ぐ自己の心法を見出したりしていることから、寧ろ「日本的な虚無感の充実」に過ぎないものとしていた。また、戸坂潤は、久内の言う「自由」、即ち「自分の感情と思想とを独立させて冷然と眺めることの出来る關達自在な精神」は、「実体的な自由」でないとして評している(『横光利一の論理』『思想としての文学』昭和一一年二月、三笠書房)。

そのように、当時、久内が雁金の行動から教わったとする「自由」は、『紋章』の評価にも関わっており、賛否両論に分かれたのも、「自由」の曖昧性にあつただろう。田口律男の「横光利一『紋章』論——『純粹小説論』を光源として——」(昭和五八年三月「山口国文」)では、「久内に自由を叫ばせながらも、その背後の(空虚)を書いてしまわねばならなかった横光には」、「(自由)の曖昧さ、或は(理智)の行末など、重要な問題が、解決されないまま残された」としている。恐らく、その後、特に「大東亜戦争」下において、横光が、個人主義と結びついた自由主義思想から遠ざかっていくのも、「自由」の觀念の曖昧性にあつたのではないか。

けれども、そのこととは別に、『紋章』において、「自由」が問題

になつたのは何故なのかということも考えてみる必要がある。というのも、横光自身、「紋章について」（昭和一〇年一月「改造」）で次のように述べており、そこに当時の知識人の「自由」に対する問題意識をうかがうことができるからだ。

われわれの理想は、自由を讚美することではなく、自由を判決を与へることだ。これが知識階級に与へられた義務であり、討論である。私はその次ぎの問題を、読者とともに考へたいと思ふ。これは瞬間にして然も永久に前進すべき新たな意志と道徳の問題に変化すべき性格を持つからだ（『定本横光利一全集』

第一四卷、昭和五七年一二月、河出書房新社、一八九頁）。

横光は、「自由」に「判決を与へる」ことが、知識人にとって「理想」であり「義務」であると考えていた。が、「自由に判決を与へる」とは、そもそも、どういうことを意味していたのか。

伴悦の「紋章」（昭和五八年一〇月「国文学 解釈と鑑賞」）は、この「自由に判決を与へる」という一件に着目して『紋章』を分析している。この論によれば、因襲や道徳、社会的な拘束から超脱した「自由」な交渉、「無償の行為」が、『紋章』以前の横光の作品にも見られ、『機械』でも「見えざる機械」という「他」に自己審判が委ねられており、それが『紋章』で展開されるころの「自由への判決」に繋がっていくとしている。そして、『紋章』の雁金は、多羅の不正に示された「権力機構の謀略」に対し、「正面から抗する」というような『積極的自由主義』を掲げたりせず、「むしろ極度に自己は捨象され、抹殺的な自己審判」がなされて「この自己疎外の過程の中で、自由への判決が下されていくとみるべき」とする。

伴論文では、雁金において自己を捨象する「自由への判決」が下されていたと見ている。しかし注意したいのは、「自由」を問題にしていたのは、行為と意志との分裂に苦悩する知識人、久内の方であり、行動家の雁金について次のように語っていたことである。

「あの人が僕にとつて有難いのは、僕の精神や想像力を誰よりも美しくしてくれるからなんだ。つまりあの人は、僕の意識や情熱といふやうなものを、さきも云つた物や思想を所有するといふやうな浪漫的な感傷主義から、全く自由にひき離してくれろのに大変便利な人だったのだ。」（『定本横光利一全集』第五卷、昭和五六年一月、河出書房新社、三九三頁）

寧ろ、雁金において問題になっているのは、「自由」よりも「正義の観念」であり、彼の「行動は、僕に誰よりも自由といふ精神を教へてくれた」のだと久内は述べる。雁金の「正義」に憑かれた行動は、久内において、物や思想の所有から離れた「自由」の問題に転換されている。久内が問題にした所の「自由」が、伴論文では雁金のものにすり替わってしまったているが、「自由に判決を与へる」ということは、久内の「自由」の問題に即して考えるべきだろう。

しかも、「自由に判決を与へる」ことが知識階級の理想であり義務であると横光が述べていた背景には、当時、自由主義の限界ということが言われており、そうした中で、文学者のみならず三木清などの知識人が自由主義についての議論を頻りにしていた状況もあった。そこで、本稿では、『紋章』において「自由に判決を与へる」ということは、どういうことを意味していたのか、当時の社会状況や自由をめぐる議論を視野に入れた上で考察する。

二 資本主義機構を象徴する醤油と特許

だが、その問題を考えるに際して、まず、久内に「自由」の精神を教えた雁金の「正義の観念」と行動を見ておきたい。横光は、何故、特許醤油の発明に夢中になる雁金をこの小説で描いたのか。留意したいのは、醤油新製法の発明に雁金が囚われた契機が、第一次世界大戦後の影響による物価高で醤油価格が急騰したことにあつた

という事である。

欧州の大戦が終ると間もなくわが国の物価は未曾有の奔騰を来たしたことは、今は誰でも知つてゐることであらうと思ふ。

このころには、それらの物価の奔騰するさまは夢のやうなものであつたから、世の人人は一攫千金の夢につかれ、(略)購買係りをしてゐた青年雁金の満満たる野望も、ひとしくこのとき爪を現してかかるべき襞にひつかからざるを得なかつた。ある日、彼が新聞を見てみると、九升入の樽一本の醤油の値段が、十二円に改定されたと発表されたことがあつた。そのころは最上の醤油が一樽三円であつたときとて、この急激な四倍の躍進の仕方は、物価とその原料との間に大きく開かれた隙間に、突如として雁金をほり落してしまつたのである。(『定本横光利

一全集』第五卷、一二二頁)

実際に改訂された値段は、最上のもので卸売価格だと一〇円位であつた。『キッコーマン醤油史』(昭和四三年一〇月、キッコーマン醤油株式会社)によれば、醤油の卸売価格が大正七年一月に三・七五円であつたのが翌八年一二月には約三倍の一〇円にまで急上昇している。金子慶之助『醤油略史』(昭和四一年、出版社不明)でも、大正八年に醤油卸売価格は九升一丁一〇円という相場が現れたとしてゐる。その暴騰期において、雁金は、新聞の広告面で「特許芋取醤油会社」の「プレミアム付きの株式募集」を見つけ、原料費の安い薩摩芋から醸造した醤油の専売特許権を得ようとしたのである。

キッコーマン醤油やヤマサ醤油とか一般的な醤油は、小麦と大豆、塩から作られるものだが、雁金が見つけた新聞広告の特許醤油は、薩摩芋を原料とし、生産費が「三分の一もかから」ず「五割」の利益があるとされている。実際、大正八年頃の「東京朝日新聞」を見ると、特許改良醤油「マツバトミ」^⑧や「コダカラ」などの広告も見られ、一般の醤油よりずっと格安で売られていた状況があつた。

それらの原料は不明だが、新製法による特許醤油であり、一般の醤油が一〇円台の時期、「コダカラ」などは六円九〇銭で売られていた(大正八年一二月一七日付「東京朝日新聞」広告)。小麦や大豆よりも安い原料で作れば安く売れ、価格破壊競争で優位に立つことができ、購買力を延ばして利益を獲得することが出来る。また、大正八年当時、その内容は異なるが、専売特許の醤油事業株を売り出す広告も実際に出されていた(大正八年七月二七日付「東京朝日新聞」の「東洋特許醤油株」広告等)。もともと、雁金は、芋取醤油の発明家山崎の奸策により、隠元豆を材料とした質の悪い醤油製造の特許権を売りつけられ大損を被るのであり、好況のさなか、まがい物の特許権を掴まされた者も少なくかつたと思われる。

だが、大正九年に入ると、大戦後の日本の好況も反動が来て恐慌状態となり、醤油の相場もそのおりで一般醤油は九升樽当たり六円にまで落ち込むことになる(『キッコーマン醤油史』)。しかも、生産過剰で販売競争が激化し、醤油大手メーカーのヤマサ醤油、キッコーマン(野田醤油)、ヒゲタ醤油は、大正一五年に協定を結び、東京市場においてシェアを伸ばそうとして醤油業カルテルを形成していく。醤油にも、最上・極上・上物・中物・並物とあるが、最上品に対する需要が伸びていった(花井俊介「三蔵協定期前後期のヤマサ醤油」/林玲子編『醤油醸造業史の研究』所収、平成二年二月、吉川弘文館^⑨)。

横光が醤油に着目したのも、第一次世界大戦後の物価変動の激しい日本の資本主義経済の状況を象徴するものであつたからであり、カルテル、トラストといった独占資本主義体制が進行した社会状況は、雁金が夢中になる特許権の獲得や発明とも絡んでゐる。老獪な山崎によつて損失を被つた雁金は、醸造家のもとに弟子入りしたりして、隠元豆から良質の醤油を醸造する方法を自ら発明し特許権を得る。が、今度は低廉だつた隠元豆の価格がヨーロッパ向けに輸出

され出したことで大豆以上に高騰し、彼の特許権も無意味なものとなってしまう。そこに国際間の資本主義競争の一端が垣間見られ、その中で翻弄されている雁金の姿がある。彼を襲う不運は、資本主義的機構に由来している。

特許や発明にしても、資本主義体制下の国際競争において、国家に利益を与える一方策として考えられていたものである。そもそも、特許制度は、明治四年四月の「専売略規則」公布に端緒を有し、明治一八年四月に「専売特許条例」が公布、「専売特許所」が設立される（明治二〇年一二月に「特許局」となる）^⑤。特許法の公布は大正一〇年四月三〇日、翌一一年一月一日に施行されており、大正一〇年頃に特許権の法的整備がなされていった背景には、大正九年から一〇年にかけての特許権獲得ブームがあり、特許出願が一萬二千件を超えている^⑥。大正一〇年を頂点としてその後一時期落ち込むものの、昭和期に入って敗戦まで増加の一途を辿ることになる。その特許ブーム到来の大正一〇年、特許権取得ガイドとして、米田英夫の『特許のかぎ』昭和三年四月七版／大正一〇年七月初版、早稲田大学出版部）も出版されており、「発明とは自然力を利用して工業的効果を生ぜしむる観念」であるとして、こう述べている。

著者は「国家の富は大なる発明と優秀なる考案に依つて得らる」と言ひ度いのである。（略）産業の發達が天然資源の保存開拓と智的富源の開發とに依つて得らるるものとすれば、欧州戦争は一面に於いて發明の戦争であると云ひ得るのである。

（『特許のかぎ』前出、五二頁）

想起されるのは、雁金の発明への意欲が高まっていったのも、欧州大戦後、ちょうど『特許のかぎ』の初版が出た時期と重なっていることである。列強諸国間の資本獲得競争が激化していく時期である。自分の発明が国家の利益に繋がると考えたりしている点で、イデオロギッシュに解されやすいのだが^⑦、特許権取得ガイドに出てくる

理念をそのまま体现したような人物が雁金であった。

しかしながら、雁金自身、特許権で保障されるところの「独占的利得権」には余り関心がなかったというところは留意すべきである。「発明奨励策」として講じられた特許権の意義は、実際はその利得的性質にあり、利益の「独占的利得権」が与えられることで、「発明者は模倣競争の脅威を免れ、供給及び価格を調節するを得て利得容易になるに至る」（大阪発明協会編・発行『世界各国特許、商標、意匠の制度と出願手続』昭和二年二月）。また、その発明における知的所有権も一定期間保障されることになる。が、雁金は、貧しい漁村に特許権を解放する事を目的とし、その為に、特許申請を共同名義にして個人的に巨利を得ようとする物産研究所長、多多羅とも衝突せざるを得なくなるのであり、彼の特許権獲得は、私的利益の追求、私的所有の観念から離れている。

しかも、特許を得ようとしている雁金の魚醤油は、酵素利用の製法に特徴があるが、「鯉節の煮出殻」や鰯、骨や腹綿といった「魚類の廃物」から醸造するものである。鉄道省運輸局の「塩、砂糖、醤油、味噌二関スル調査」（大正一五年二月）によれば、魚醤油は「特殊醤油」の範疇に入れられており、「一般的のものでなく漁村に於て嗜好せられその額も不明」とあるが、品質は良好でなく腐敗しやすい故に、醤油というより「加味剤と称すべきもの」としている。従来、魚醬はともかく、魚醤油というのは、大豆や小麦で作る一般的な醤油より劣るものと見なされていた。それは、雁金が、県知事に「魚で造つた醤油など売れるものではない」と撥ね付けられたりしたことからもうかがえる。が、雁金の魚醤油の発明は、腹綿の酵素を利用した製造方法で革新的なものとなり、それが特許を獲得して世間に出始めれば、古い醸造業者たちが「金権をもつて反動的な活動を始めぬとも限らぬ」ほど醸造業界を揺るがすものだった。それだけに、雁金の特許獲得における障壁も大きかったのであり、彼に

降りかかる不運は、既成の醤油業界のシステム、即ち資本主義機構の組織や、ひいては学閥などの権力構造をも揺るがすことになる故の、反動と無関係ではない。

だが、魚醤油の新製法などに雁金が固執していたのは、「魚類の廃物を利用」して作る醤油の特許権を漁村に解放して、困窮する漁村を救済するという理想があつたからである。發明狂の雁金は、貧窮に苦しむ漁村の更生、救済という理想の為に、魚醤油の新製法や酵素利用による乾物製造法の特許権を獲得しようとしたのであり、彼の「正義の観念」もその事に関わっている。

三 貧窮の漁村更生と雁金の「正義」

昭和七年八月、内務省社会局が発表した「農漁山村ニ於ケル生活困窮概況」（武田勉、楠本雅弘編『農山漁村経済更生運動史資料集成』第一巻 昭和六〇年六月、柏書房）によれば、次のように、漁村の疲弊が報告されている。

一般物価下落に伴ヒ漁獲物ノ価格低落甚シク其ノ上濫獲等ノ結果漁獲物減退シ漁民ノ生活ハ非常ニ困難ヲ来シ一般金融ハ殆ント杜絶ノ状況ナリ、從テ漁船漁具ノ修理改造等殆ント行ハレス一層漁業者ノ活動ヲ抑制セルノ感アリ 遠洋漁業者ニ在リテハ其ノ困窮ノ状一層甚シク出漁漁夫ノ食料ハ多ク船主持ナルカ其ノ妻子ハ勞シテ稼クニ途ナク多少ノ農業ヲ為スモノハ僅カニ自作又ハ購入米麦ニ馬鈴薯等ヲ混シタル程度ノ粗食ニ糊口ヲ凌クノ状況ニシテ兒童ノ就学ニモ事欠ク惨状ナリ

（『農山漁村経済更生運動史資料集成』第一巻、八頁）。

こうした漁村疲弊の原因は、大正九年以来の不況、さらに昭和四年の世界恐慌に由来しており、財界の不況による生産物価の下落、濫獲の結果による漁獲物の低下、魚価の低落という事態が生じていた。

さらに、昭和七年、「支那事変」の影響で輸出が杜絶、地方銀行の営業停止・整理による債権取り立てなどで大規模な漁業を行うことが困難となり、一方、近來の天候不良と無統制な濫獲で、沿岸漁業の方も漁獲量が減少した。そうした漁村の疲弊状況に対して経済更生運動が展開され、昭和七年九月、農林省内に経済更生部が設置され、「農山漁村経済更生ニ関スル訓令」が発せられる。農山漁村の貧窮は、資本主義経済の行き詰まりを現すものと意識されていた。

雁金は、「海岸に高く風見のかかつた」物産研究所で醤油の研究ができるようになった時、所長の多多羅や所員に対し、若し成功すれば、「私の發明を漁村にすつかり解放してしまひまして、衰微してゐる漁村の振興に貢献したい」、「もしこの特許を漁村に解放いたしますれば、わが国の漁村はどれほど救はれるかと、そればかりが私の楽しみ」だと感激の意を表したりするが、彼の目論見は、こうした国の農山漁村経済更生運動の展開とも連動していた。「魚類の廃物を利用」してつくる醤油の特許権を漁村に解放して、その困窮を救済することが雁金の「正義」であるが、それは、国益、国家と結びついている。鯛から醤油を大量生産する方法の開発も、成功すれば、醸造界はもとより、「国益上少なからぬ利益になる」と思つてやりだしたものである。ただし、前述したように、發明の観念自体、元々国家の経済的發展と繋がっていたのだから、發明に取り憑かれた雁金が国益を考えていたのも、当時としては当然の事であつただろう。

けれども、彼の行動が、国家とともに家系や先祖を基盤としていたことは、やはり注意すべきである。「正義の観念」にしても、勤王の名門家たる祖先に対する意識があり、それが雁金の行動の支柱になつている。「紋章の背光」が、彼の行動を突き動かしており、しかもそれが「自然」な事とされている。

絶望の果てには、名門家といふものは私たちの想像を赦さぬほ

ど、祖先から貫き流れて来たその家系独特な紋章の背光のために、行動も自然に独自の姿となつて来るといふことは、私は一つの不思議な現象だと思ふ。雁金には常常からも家系が代代勤王をもつて鳴つてゐたために、彼の行爲には、国家といふ觀念が大海のやうに押し迫つてゐたことを私は見受けたが、しかし、彼の国家に対する觀念は、まだ民衆から獨立した巨大な別個の存在のもののごとく映つてゐたと思はれるふしがあつた。けれども、彼の頭に国家がそのやうに印象されてゐたといふことは、彼の行爲の上では、およそ何事によらず、ただ自身が正しいと直覚したことのみを驕進するといふ勇壮果敢な表現をとつて少しも怪しまなかつたとところに影響した。(略)もし日本精神といふものの実物があるものなら、私の知つてゐるかぎりには、先づ雁金の相貌と行爲とを考へずしては容易に考へ得られることだとは思へない。他の人人の顔には、西欧から流れて来てゐる智識の副産物であるところの、疑ひの片影が、どこかに必ずつきまとつてゐるのを私たちは感じる。この意味では、今ほどヨーロッパ精神が日本精神を軽蔑してゐる時代はないであらう。『定本横光利一全集』第五卷、一二九―一三〇頁)

ヨーロッパ的知性である懷疑的精神に対するものとして、「正しいと直覚したことのみを驕進する」日本精神が捉えられてゐる。この「日本精神」は、「空漠とした觀念」^⑧として難じられてきたが、思考よりも直覚、直観を重んじるというくらいの意味から日本的ときられている。「今ほどヨーロッパ精神が日本精神を軽蔑してゐる時代はない」というのも、理性を重視して直覚や直観を排除してきた近代的知性に対する批判であつて、そこに〈近代の超克〉^⑨にいたる知性批判、科学主義批判が垣間見られる。もつとも、分析的な思考よりも直観に優位を与えるベルクソンの直覚説などもあるように、直覚をそのまま「日本精神」とするのは問題もあるのだが、横光に

すれば、日本の伝統文化において直覚や直観が重視されてきたことにより「日本精神」としたのである。「複雑な智識の錯綜」に悩む内が、「精神の統一の仕方」として千利休の茶法に着目し、「何事か錯乱を防ぐ精神生活者の高い秘密がある」と「直覚」したりするの、分析論理的な思考より直観によつて悟りをひらこうとする禅的発想が茶法に底流していたからである。直覚によつて行動する雁金の対極に、思考に囚われて行動が取れなくなつてゐる知識人久内の存在がある。

智識の錯綜を克服して行動力を取り戻すには、何を精神的基盤としたらいいのかという事から、千利休の茶法など日本の伝統、即ち歴史的に形成されてきた共同体の慣習が顧みられることにもなる。雁金の行動原理が、家系を象徴する紋章と結びついてゐたのも、歴史的連続性ということが意識されており、その後には国家という共同体が意識されている。雁金は、自分の先祖が飢饉のとき、蔵米を全部地方の貧民に分けてやつて貧乏したり、「いろいろな正義のため」に戦つて切腹したり、そうした「先祖の美談と競争」しようとして、絶えず發明をし特許を民衆に解放しようと考えていた。その「正義」は、家系や国家という共同体を基盤とした、無私の精神に基づく「正義」であつた。だが、それをもつて雁金を「反〈近代〉的」で、「典型的な《滅私奉公》の精神とその実践」^⑩をなす者であると裁断するわけにいかない面がある。というのも、彼の「正義」は、自ら得た特許を漁村に解放することによつて窮乏する漁民を救済しようとするものであり、それは近代資本主義社会の行き詰まり、矛盾を克服しようとするものでもあつたからである^⑪。しかも、その雁金の「正義の觀念」に裏打ちされた行動によつて、逆に、多羅にみられるような私利私情の渦巻いてゐる行政機構の不正、その背後の学閥社会のからくりも暴きだされてゐる。

そのように、雁金の「正義」は、独占資本主義体制のもと、経済

的に不均衡状態にある漁村に特許権を解放するということであつた。が、一方の久内は、こうした雁金の「正義の観念」そのものは問題でないとした上で、「正義」とは「所有の観念を離れた全く自由なる場所へ自分を到達させる努力だ」とする。自意識過剰に苦惱しそれを克服しようとする久内においては、漁村の救済や国益などは問題とするところではないが、彼が「所有の観念」から離脱した「自由」を考えていた背景に、昭和八年頃から知識人の間で「自由」の問題が議論されていたという事は看過出来まい。そこでは、資本主義社会の精神的基盤となつた自由主義とも区別された形で、「自由」が論じられていた。

四 〈新しい自由主義〉の議論とカント的自由

昭和八年ごろ、知識人の間では、自由主義の問題が論議されるようになり、昭和八年九月の「文芸春秋」でも、「自由主義検討座談会」が掲載されている（出席者 芦田均・麻生久・長谷川如是閑・石浜知行・清澤淵・倉田百三・三木清・佐々木弘雄）。こうした座談会がなされたのも、マルキシズムの敗退後、ファシズムが台頭してきた思潮において、自由主義の意義が問い直されてきたことによる。けれども、自由主義の概念は、論者によって各々異なっており、芦田均のように自由主義を政治的に考えてファシズムに対する主張だとする論者もいれば、生命主義から自由主義者というものはファシズムの方に近いとする倉田の見解もあつた。

元来、自由主義は、近代資本主義の成立に伴つて現れた思想である。向坂逸郎によれば、「封建的桎梏から資本の自由なる活動の欲求、これが自由主義の理論」であつたのだが、民衆は「自由主義の資本的秩序自体に対する思想的限度を知つてしまつた」（「自由主義の煩悶」昭和八年一月「中央公論」という状況があつた。資本主

義社会の矛盾は、農山漁村の疲弊において端的に現れていたのであつて、その資本主義の思想的基盤となつてゐる自由主義の限界、没落ということが問題にされていた。先の座談会では、麻生久が、次のようなことを述べている。

現在の資本主義が随勢に生きて居ると同じやうに、自由主義も随勢で生きて居ると思ふ。思想的にファシズムに対するファイティング・スピリットも持つてゐないし、マルキシズムに対して防衛して行く思想的な闘争力もない。だから極めて空漠なものだらうと思ひます。（略）併し、資本主義が没落の途をたどりながらもなほ現実を支配してゐると同じやうに、自由主義も思想としては没落してゐるがなほ日本の現実生活を支配してゐると思ふのです。何故なら未だ次に来るべきものが来ないからです。（「自由主義検討座談会」昭和八年九月「文芸春秋」二九〇頁）

自由主義は、マルキシズムやファシズムほどの力を持たず、無力ではないかという見方がなされ、自由主義によって基礎付けられた資本主義の弊害の是正、独占の緩和ということが言われていた時期でもあつただけに、自由主義の思想は、資本主義経済の没落と同一視してみられる傾向にあつた。

しかしながら、その一方で、〈新しい自由主義〉ということも言われ出すのであり、自由主義を資本主義のイデオロギーとする批判に対し、河合栄治郎などは、それは一九世紀的な自由主義だとして、その古い形態の「自由主義」¹¹「資本主義のイデオロギー」とは異なる「社会主義としての自由主義」を主張していた（「自由主義の再検討」昭和八年一〇月「改造」）。

だが社会主義をいかに実現すべきかと云うに、幸いにして自由主義は貴重な遺産を与えて呉れた、それは思想上の自由と政治上の自由とである。言論の自由によって社会主義を鼓舞し普

及させ、議会に於て最大多数の社会主義政党を確立し、その多数決による社会主義法案を通過させることが出来る。(略)此の二つの自由は前に述べたように、いかなる主義も之を通して実現を期待しうる闊達自在の方便である。形式的にしてその故に無内容たる此の自由は、曾ては自由主義の為に、後には新自由主義の為に、その実現の方法たりしと共に、今は社会主義者の活用しうる貴重なる自由主義の遺産なのである。(略)自由主義はその原型の経済的自由主義から社会改良主義へと発展し、更に再発展して社会主義へと進化した。(『河合栄治郎全集』第一卷、昭和四二年一月、社会思想社、三〇四〜三〇五頁)

河合において、自由主義も「原型としての自由主義」、「社会改良主義」としての「新自由主義」、「社会主義としての自由主義」というように三段階に発展するものとして捉えられており、「社会主義としての自由主義」においては、資本主義を廃止するところまでいくのだから、自由主義＝資本主義のイデオロギーと見なし、もはや「時代錯誤」のものと批判するのは的外れだとする。こうした見方に対し、向坂逸郎は、古い自由主義も残存している点を見過ごしている」と批判したが(「自由主義の煩悶」)、この時期、自由主義の概念そのものが揺れており、変質してきていることは注意すべきである。河合が「闊達自在の方便」として「思想上の自由」を捉えていた点は、久内が「自由といふのは自分の感情と思想とを独立させて冷然と眺めることの出来る闊達自在の精神」だという言葉を想起させるものだろう。

また、三木清も同様に、「自由主義以後」(昭和一〇年四月二六、二七、二八日「読売新聞」)において、「自由主義の二世代」というべきものを区別しなくてはならないとし、「新世代の自由主義」ということを述べる。彼は、資本主義社会の「古典的な」自由主義に對

して、「自由主義以後の自由主義」が今日のインテリゲンチヤの間に見られるとする。

没落自由主義と云はれる場合、その華かであった時代の存在したことを予想しての言葉である。かく云はれ得る自由主義は、もちろんブルジョア自由主義にほかならず、事実、それは没落すべき性質のものであらう。然るに新世代の自由主義はそのやうな想い出を有することなく、そのような過去に束縛されることを要しない自由主義である。(略)この自由主義はフアシズムに對してはもとより、ブルジョア自由主義に對しても、マルキシズムに對しても批判の自由を要求する。(略)知識人が自由主義的であるのは、単に彼等が中間階級であるといふ故のみでなく、知的活動そのものが本性上自由主義的などころを有するためである。(略)人間が解放を要求するのも、人間の本質に自由が属するからであり、そして自由は否定の契機を除いて考へられない。人間性のうちに自由を認めない自由主義はなく、そのやうな人間性の把握において、新世代の自由主義は、ブルジョア自由主義の合理主義とも、またマルクス主義とも同じでない。この自由主義者は広義においてヒューマニストであると云ふことができるであらう。(『三木清全集』第一三卷、昭和四二年一〇月、岩波書店、一六九・一七三〜一七四頁)

三木は、古い自由主義をブルジョア自由主義と否定し、それと區別しながら、「新世代の自由主義」の「自由」とは、人間の本質的部分、知的活動に関わるものであると述べている。その自由の觀念は、カントのいうところの自由とも一致するものである。三木自身、この論で「カントから出たドイツの自由の哲学」にも触れている。

カントの『実践理性批判』によれば、人は、時間と空間によって規定されている現象世界では、自然の因果律によって支配されているため自由はないが、時間の規定から脱した物自体の側面に着目す

るなら、先験的に自由を認めることは可能であるとされている。

さて此法則（引用者注、「自然必然性の法則」）は、事物の存在が時間に於いて規定せらるべき限り必然的に事物の凡ての原因性に当嵌まるから、若し之が又吾等のよつて以つて此等の物自体そのものの存在を考ふべき仕方であるとすれば、自由は空虚にして不可能な概念として排斥せられねばならない。故に若し吾等がなほ自由を救はうとするならば、事物の存在が時間に於いて規定せらるべき限り事物の存在を、従つてまた自然必然性の法則に従ふ原因性を単に現象に属するものと考へ、そして自由をば物自体そのものとして同一存在者に帰する以外に道はないことになる。（波多野精一・宮本和吉訳『実践理性批判』昭和二年七月、岩波文庫、一一三―一二四頁）

三木自身、「自由と自由主義」（三木清他編『社会科学新辞典』昭和一六年四月、河出書房）でも、カントの「先験的自由」と「実践的自由」について触れているが、「実践的自由」とは、外的な刺激や目的に影響されず、自己みずからの与える法則（＝「実践的な理性の自己立法」）にしたがって活動すること、即ち「他律」に対する「自律」が「自由の本質」であると説いていた。つまり、人間の知的活動そのものが、自由の本質に根差したものであつて、そうした哲学的な意味での自由は、マルクス主義の階級的立場から捉えられたようなブルジョア自由主義、資本主義的イデオロギーの自由の概念とは異なっている。

『紋章』で、久内が、次のように、知識人は自由の解釈いかんから始まると善作に語るのも、昭和八、九年当時、マルキシズムのいうところの私的所有の観念と結びついた自由主義、資本主義のイデオロギーとは異なる、（新しい自由主義）が議論されていたことが関わっている。

「日本の国にはマルキシズムといふ実証主義の精神が最近に

なつて初めて這入り込んで来たといふことは、君も知つてゐるだらうが、こいつに突きあたつて跳ね返つたものなら、自由といふものはおよそどんなものかといふことぐらゐ知つてゐなくちや、もうそれや知識人とは云へないんだからね。これからの知識人といふのは、自由の解釈いかんから始つて来るんだ。」

（『定本横光利一全集』第五卷、三九四頁）

久内は、「自由といふのは自分の感情と思想とを独立させて冷然と眺めることの出来る闊達自在な精神」だと述べるのだが、三木の言葉に換言するなら、カント哲学的な意味での自由である。それは、言わば「知的活動そのもの」によつて実践されることの「自由」、実践的自由の精神を意味している。久内が、「正義といふやうな立場なもの、それとは反対に、所有の観念を離れた全く自由な立場所へ自分の精神を到達させる努力」であり、彼にとつて、雁金は「物や思想を所有するといふやうな浪漫的な感傷主義から、全く自由にひき離してくれるのに大変便利な人だ」と言うのも、所有と離れた所で、自由の問題が考えられている。それは、三木のいう「新世代の自由主義」とも一致するものであつた。

久内が、自意識の問題に苦悩して行動性を喪失していたのも、所有の観念、資本主義的な自由の限界性や不安の意識と繋がっている。雁金においては、自ら得た特許権を漁村に解放しようとしており、特許権は知的所有権の獲得でもあるのだが、それを漁村救済の為に使おうとしている点で、所有の観念に囚われていない。そうした雁金の行動に触発されて、久内の自由に対する見方も変化したのである。資本主義的自由の観念から離れ、自ら与えた法則に従つて活動する所に自由がある。妻の敦子や父親との不和で家出した久内が、「一番面倒なこと、とにかく、そ奴をやらう」と決めて戻つていくのも、そうした自由の一実践にはかならない。

そのように、「自由に判決を与へる」ということは、知的活動と

してのカント的な自由を実践することでもあった。横光自身、東京大学文学部学友会主催の講演で「自意識が物自体の鉄壁に衝當つて如何にもならない時はどうしても新しい仮説を作らねばならぬ」(「仮説を作つて物自体に当れ」昭和九年五月二一日「東京帝国大学新聞」と述べており、カントの〈物自体〉と自意識の問題とを結びつけて考えている。『紋章』で、久内が、理論を突き詰めていくうちに「言葉の根底である基礎概念へ一度突きあたつて疑ひ出し」、自意識過剰になつて行動力を失つていたのも、認識不可能な〈物自体〉に突き当たり、あらゆる事に懐疑的になつていたことを意味している。その自意識の空回り状態から離脱するべく、「新しい仮説」を作るといふことは、自由を行使して理想を追求することでもある。

しかしながら、「新しい仮説」を形成していく過程において、その仮説が実体的なものに転化してしまう危険性も孕まれているし、自由の実践が、雁金のような「正義の観念」と直結したならば、共同体を精神的基盤として自ら自己を犠牲にすることも厭わぬ無私の行為に転じていくのではあるまいか(ただし、『紋章』では、久内によつて、雁金の「正義」も相対化されている)。恐らくそれは、戦時下における知識人の思念にも関わってくる問題であろう。『旅愁』(昭和一二年四月〜昭和二一年四月)で展開される矢代耕一郎の古神道なども、「新しい仮説」として思案されたものではなかつたかと考えられるのである。

① 横光の著作については、河出書房新社版の『定本横光利一全集』を参照し、引用もそれに拠っている。

② 青野は「能動的精神の台頭について」(昭和九年一月「行動」)において、『紋章』に「知識人の能動的の精神の曙光が見えてゐる」(一七頁)としている。

③ 「マツバトミ」は、大正八年一〇月二六日「東京朝日新聞」の広告において、五円八〇銭となつていたが、同年一月一七日「東京朝

日新聞」の広告では、七円五〇銭に改正する旨が書かれている。

④ もっとも、地方では、大手醤油会社との価格差もあつて、上層農家など醤油を自家醸造していたり、地元醸造元から購入することが多かつたようである(花井「三蔵協定前後期のヤマサ醤油」)。

⑤ 特許庁「特許制度七〇年史」(昭和三〇年一月、発明協会)一〜二頁参照。

⑥ 『特許制度七〇年史』一三四頁参照。

⑦ 芹澤光興「(敵)からの(教へ)」——横光利一『紋章』私見——(小田切進編『昭和文学論考——マチとムラと——』平成二年四月、八木書店所収)では、「発明はあくまで〈国益〉≡国家という共同体を利するための手段」であつて、「日本という共同体との強い一体感を保持し、共同体のために自己を邁進させる滅私奉公的な精神の所有者」(二二二〜二二四頁)として雁金を捉えている。

⑧ 田口律男「横光利一『紋章』論」(前出) 八七頁参照。

⑨ 横光と〈近代の超克〉論議の関わりは、拙稿「横光利一における〈近代の超克〉と知性の改造——近代科学の超克としての古神道(下)——」で言及した。

⑩ 芹澤光興「(敵)からの(教へ)」(前出) 二二四〜二二五頁参照。

⑪ 雁金の行動と関係づけて「紋章」が出てくるのも、ひとつには、ヤマサ醤油、キッコマン、ヒゲタ醤油などそれぞれの商標が、醤油業界である商業的な権威を持つており、そうした資本主義社会で流通するシンボルに対するものとして出されていたと見ることも出来る。しかも、各々の商標は、家紋とも似通っている。